

豊中市千里文化センター市民運営会議設置要綱

(設置)

第1条 豊中市千里文化センター(以下「センター」という。)に、豊中市千里文化センター市民運営会議(以下「運営会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) センターの今後のあり方(多様な機能を活かす方向性)に関する事。
- (2) センターにおける事業のあり方や実施手法に関する事。

(組織)

第3条 運営会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者
- (3) 市民
- (4) 新千里出張所長
- (5) 千里図書館長
- (6) 千里公民館長
- (7) 保健センター所長
- (8) 千里老人福祉センター所長

3 前項第3号に掲げる委員は、公募により選考する。

4 第2項第4号から第8号までの委員は、その職をもって当てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任することができる。ただし、前条第2項第3号の市民委員においては、2期を限度とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営会議に会長1名及び副会長若干名を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、運営会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、運営会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、運営会議に分科会を設けることができる。

(千里文化センター市民実行委員会との関係)

第7条 運営会議は、第3条第2項第1号から第3号の委員を、別に要綱で定める千里文化センター市民実行委員会(以下「市民実行委員会」という。)の委員に推薦することができる。

2 運営会議は、市民実行委員会と連携する。

(事務局)

第8条 運営会議の事務局は、市民協働部千里文化センターが担う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営会議及び分科会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月3日から実施する。
- 2 この要綱の実施後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
- 3 この要綱の実施後最初に招集される運営会議の招集及び会長が決定されるまでの運営会議の議長は、市民生活部長が行う。
- 4 この要綱は、平成20年8月29日から実施する。
- 5 この要綱は、平成21年8月31日から実施する。
- 6 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。